

平成22年  
(仮称)自治基本条例検討連絡会議  
会議概要記録

平成22年1月26日  
新宿区議会

辻山座長 それでは時間になりました。ちょっと過ぎましたけれども、第24回の検討連絡会議を始めたいと思います。

議会側の3人の委員が、ほかの行事が延びていて、ちょっとおくれるということですので、とりあえず始めさせていただくことにいたしましょう。

きょうはいろいろありますが、最初に配付資料の確認を、事務局のほうからお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から配付資料のご説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

まず本日配布の資料1ですが、「身近な政府・新宿区の自治を考えるつどい」ということで、皆様には白黒の紙でお渡ししておりますけれども、実際には、こちらのピンクの色紙で作成したパンフレットになります。

次に、資料2が中間報告会配布資料ということで、実際に当日、説明に使うパワーポイントを利用しました説明資料になっております。まず1ページ目から3ページ目までが、新宿区における自治基本条例の取り組みについてということで、井上委員から御説明いただく資料になっております。

次に、3ページ目をめくっていただきますと、区民検討会議・議会・行政の三者と検討連絡会議の検討経過についてということで、高野委員から御説明いただくパワーポイントの資料ということになっております。当日は、この資料を御来場の皆様に配布したいというふうに思っております。

続きまして資料3、条例に盛り込むべき事項、三者案比較表、区分Eになっております。

続きまして資料4、条例に盛り込むべき事項、三者案調整たたき台、区分Eになっております。

資料5が条例に盛り込むべき事項、三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の会議の結果を反映した形でお配りしております。

続きまして資料6、条例に盛り込むべき事項、議会案、地域自治になっております。

資料7が、条例に盛り込むべき事項（専門部会案）、地域自治の仕組みになっております。

最後に資料8が、（仮称）自治基本条例検討連絡会議開催概要、第23回ということで前回の開催概要になっております。

それ以外に、資料番号が振られていないものとして、プレスリリース予定ということで「1月27日」と右上に書かれている資料、こちらにつきましても、後ほど行政側の副座長のほうから御説明させていただきますと思います。

本日の配付資料は以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、既に御案内のきょうの次第がお手元にあると思いますけれども、議題だけで6つ掲げられていますので、ちょっとその進め方について、一応順番どおりにやろうと思いますが、中間報告について説明を受けて、もう日にちが近いですから、きょうで確定となるべくしたいということです。

それから2番目が、三者案の調整、住民参加の仕組み、区分E。これについては前回も議論いたしました。その後何か意見があれば、さらに詰めていただくということになります。

3番目が、区分Fの地域自治、地域の基盤について、議会と行政からの案が提出されておりますので、それをお聞きした上で区民の方々からも意見をいただくということになります。

4番は、三者案の調整をこれからどうやっていくかということについて、副座長会で話をさせていただいたということですので、その中身を報告していただいて議論すると、こういうことです。

それから5番が、区民討議会の委託業者について、どうやって選ぶのかというような、その方法についての提案があるということです。

6番が、区民アンケートの実施方法についての提案ということで、大変盛りだくさんになっておりますので、要領よく進めていきたいなと思っております。進め方はこんな段取りでいいですか。

それでは、最初に早速1番の中間報告会の開催について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から資料1及び資料2を使いまして、当日配布する資料について御説明させていただきます。

まず資料1が、当日配布しますパンフレットになっておりますが、1枚開いていただいて、中の進行時間割につきましては、前回資料で配付したとおりの内容となっております。

当日、13時開場ということで考えております。司会・進行につきましては野尻委員、それから開会のあいさつとしまして、区長及び議長のごあいさつをいただいた後、プログラムの説明をいたします。その後、これまでの経過の説明ということで、新宿区におけるこれまでの自治基本条例の取り組みについて、井上委員から御報告いただきます。また、としまして、区民検討会議・議会・行政の三者案と検討連絡会議の検討経過につきまして、高野委員からご説明していただきます。

14時25分から15時15分まで、辻山先生のご講演をいただきます。その後、15時15分から15時50分まで質疑応答ということで、応答者は検討連絡会議の三者が応答者ということで考えております。そして、最後に15時50分から16時までが制定に向けた今後のスケジュールということで、行政の委員のほうからスケジュールについては御説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料2のほうをごらんください。

まず井上委員から御説明いただくパワーポイントです。自治基本条例の制定の取り組みについてということで、まず自治基本条例の流れにつきまして、平成19年6月の特別委員会の設置、それから検討連絡会議の設置以下、これまでの経過につきまして御説明いただきます。

次のページを開いていただいて、区民検討会議の組織構成、それから会議の様子の写真を入れまして、最後が検討連絡会議の組織構成、ここまですべての新宿区におけるこれまでの自治基本条例の取り組みということで御報告いただきます。

続きまして、区民検討会議・議会・行政の三者と検討連絡会議の検討経過につきまして、高野委員から御説明いただきます。ここでは、検討連絡会議のこれまでの検討の中身について、御報告いただくということで考えております。まずここで、2つ目の画面になりますけれども、検討連絡会議の検討項目案ということで、こちらのほうは区民検討会議の項目案を入れております。これらの項目について、この検討連絡会議で、各個別の項目を議論していくということで、こちらのほうはパワーポイントのデータで入れております。

続きまして、具体的にこの検討連絡会議の場で議論された各項目について、報告をいただくということで考えております。条例の基本的考え方、総則の部分、それから区民の権利と責務の部分、それから住民参加の仕組みの部分につきまして、こちらのパワーポイントで説明していただきます。

本日、この報告の仕方につきまして、代表委員の方々と話し合いの結果、この住民参加の仕組みのパワーポイントの説明まで終わった段階で、この検討連絡会議のビデオ撮影をしている部分の映像を流すという順序で考えております。

本日お配りしていない資料で、これから作成するものとして、自治基本条例の今後の取り組みということで、前回皆様にお配りしています制定に向けたロードマップという進行表がございますけれども、こちらのほうをもっと簡略化、わかりやすい形に直しまして、当日の資料としてお配りしたいと考えています。また、当日のアンケートとしましては、御意見等を御記入いただくフリースペース欄を設けたアンケート用紙で当日配布したいというふうに考えております。

当日配布する資料としましては、以上でございます。

辻山座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。御質問等ございますか。

これは最後のところまで、野尻委員が全体の進行をされるわけですか、そういうことになるわけですね。そうすると、行政と議会の出番というのは、質疑のときにそれぞれが答えるといいですか、そういう役割になっているわけですね。

質問がなければ、どうぞ。

根本委員 10分間の検討連絡会議の録画は、まだできていないですね。

事務局 本日、一応もとの案を4時から会議室で見ました。その内容につきまして、もう一度、実際にその内容を説明する高野さんのほうで中身を持ち帰っていただいて、もう一回中身を精査した上で、改めて確定したいというふうに考えておりますけれども、映像時間としましては、おおよそ8分程度の中身となっております。

主に住民参加の仕組みのところを議論しているところを撮影したビデオ映像ということになっております。中身につきましては、ちょっともう一度精査した上で、その形で使うのか、もうちょっと編集をかけるのかということについて議論したいということで、明日もう一度その映像を見なが

ら、少し委員の方と打ち合わせをしたいと考えております。

根本委員 別にどうってことないんですけども、録画をとらない……、ただそれだけです。

辻山座長 これは高野さんがナレーションか何かを当日入れるわけですか。楽しみですね。

それでは、それぞれ井上さんにも役割があったりして、頑張っていたきたいというふうに思います。

それではよければ、次の議題をやってしまいましょう。

区分E、住民参加の仕組みについて三者案の調整というものが出され、前回少し議論いたしましたが、これについていかがですか。資料5にも前回の合意事項とかその他の意見が載っておりますけれども、御意見があれば伺っておくことにいたしますが。

これは、住民投票制度はどうしたんでしたっけ。たたき台では三者並列で、ただ出ているんだけれども。

高野委員 実は、もう一回ということで、ここの部分はちょっと、前回ワークショップをやりまして、その部分で地域自治組織とは何かというところのワークショップで時間を費やしてしまっていて、それで住民投票のほうに関しては、一応おおむね年齢というところをうたいたいという部分があって、おおむね18歳とか20歳とかという論点整理をしまして、それを提示した状況で、18歳に近くなるんじゃないかというふうなことがあると思います。

それからもう一つは、いわゆる住民の今検討している、どのくらいの割合でそれが発議できるのかといいますか、その部分が今いろいろなことを考えながら、まだまだ1回合意はなっておりますけれども、その割合でいいものかというところで再三ちょっとやっております、まだそれも結論は出ていないという状況であります。

辻山座長 前回のをちょっと思い出しながらということになりますが、議会のほうは常設型はだめだという結論でしたっけ。

根本委員 その後も、この前もあった特別委員会、それから小委員会を持ちながら議論を進めているところですけども、三者案の調整ということになれば、行政案をもとに私たちが理念条例と簡単にというか、書いてありますから、調整ということになっていけば行政案をもとにどこまで書き込んでいくのかということで、調整に入っていくのかなということと、常設型ということを引きちんと表現できるような形にしても、余り細かいことまで議論はしても、書き込むことはないんじゃないだろうかというところの議論です。

ですから、調整に入ったところで、もうちょっと細かい、区民の検討会議の皆さんの案が出たところで、調整に入るところでもう少し詰めていきたいと。

辻山座長 なるほど。今のように例えば「条例の定めるところにより住民投票を行う」というふうにすれば、常設型で、しかし具体的な内容は個別条例に送りますよと。その中身について丸投げしてしまうのか、せっかく区民の方たちが議論しているので、ある程度のイメージを持って、基本条例に書き込むか書き込まないかは置いておいても、ある程度イメージを鮮明にしておくという、そういう努力をします。その調整がちょっと残っているということですね。

そのほかの論点はありますか。

いいですかね。前回申し合わせたように、資料5にありますけれども、区政への区民参加の保障、区政に提案する機会の保障、この二つが柱として盛り込まれるということについては異議なしと。あと、不断の見直しについては、基本条例全体の不断の見直しというような条項も考えられるので、それとの関連で調整しましょうというようなことでございました。

それでは、特に意見がなければ、協働については、これは表現の仕方について、さらに三者間の成案を得ていくという分野が残っておりますけれども、大体そういう形でここはよろしいでしょうか。

それではそういうことで、もう少し区民検討会議の議論を見守るということにいたしましょう。

それから次に、区分F、地域自治、地域の基盤について、これについては、議会と行政、専門部会のほうからそれぞれ案が出ておりますので、最初にこれについて説明を受けましょうか。議会のほうから。

根本委員 地域自治についてですよ。

これも、まだ私たちも議論している最中でして、もう少し地区協議会とか町会の方々との話し合いなんかもしながら、実態をつかんでいこうということの段階ですけれども、地区内分権を進めるということで、このような文章になっていますが、ちょっと長いんですけれども、1回目にこのような文書を書いて、その後、文章の精査みたいなことの作業をやっていませんので、どちらかといったら議論だけを一生懸命やっていますので、文章はこれは特段に練った文書というわけではありません。

地域の特性と自主性を活かして、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、分権によるまちづくりの仕組みを目指すということで、方向性、これを二つに分けたほうがいいんじゃないかとかと言っていますけれども、作業としては全くやっていなくて、このままであります。ですから、さっきの住民投票条例とこの地域自治については、両方ともまだ小委員会でも調査研究していこうという、調査研究しながら議論を深めていこうという姿勢です。

それから、中身でいいますと、今10地区協議会ということできつられて、任意団体で既に活動していますけれども、いろいろな議論の中でいえば、そういう現状を研究しながらも、今後のあるべき地域自治なり自治組織というのは、どんな方向なのかという、そういう原則的なことを、もうちょっとお互いに検討していこうというような段階です。

辻山座長 わかりました。

続けて、専門部会のほうの説明もちょっとお願いしましょうか。

藤牧委員 専門部会です。

この項目については、基本的には区民検討会議あるいは区民、議会の皆さん方の御議論、それからあと既存の、例えば町会を中心とした団体、あるいは既に活動しています地区協議会、こういうものが今後どういうふうになっていくかというようなところも少し見据えながら検討する必要があるという、そういう認識であります。

ここで書いてありますのは、やはり主語がまず「区民は」というところに置こうということで、何々をするためというところで地域の課題の解決を図るために、別に定める区域区分ごとに、地域自治組織と、こうなっていますけれども、以下「 」というようなことで、これは「協議会」というような名称になるかもしれませんが、どのような名称になるかというようなことも、これからの議論かなということで「 」とさせていただいております。

区民自身がみずから設置することができます。そして、区は地域自治を推進するために必要な措置を講じるよう努めなければならないということで、この場合の必要な措置の例として議論いたしました内容を少し例示として出させていただきます。

自治の範囲というんですか、単位ということでの区域区分ということで、基本的には現在10特別出張所というようなところが、一つのコミュニティの単位という位置づけもありますので、そういうような区域区分を、これは区がやはり決めていく必要があるんじゃないかというようなこと、それから区民が「 」という、そういう組織を設置した場合にそれを認証して、そこに活動の支援をしていくというような役割が区の役割というようなことで上げさせていただいています。

以上でございます。

辻山座長 今、最後に上げた三つのことというのは条文に書き込むとか、そういうことは別に、必要な措置というのはこういうふうを考えているという、そのレベルですね。

藤牧委員 そうですね。

辻山座長 これは今、議会案と専門部会の案をそれぞれ説明を受けましたけれども、どうですか。相互に、あるいは区民検討会議のほうから何か。

僕から一つだけ質問があるんだけど、今、新宿区では認可地縁団体というのは認可していますか。町内会が財産を……

中澤委員 やっています。

辻山座長 やっている。認可地縁団体というのと、この認証というのとは何か紛らわしい感じは、ちょっとしますね。向こうの場合は完全に、民法上運営しなきゃいけないとか、もううるさくされていますので、性質は違うんだろうと思うけれども。

果たして、この自治組織の「区域」というようなことを、公的な機関が決められるのかという

ようなことも課題にはなりそうです。その雰囲気は、多分ワークショップなどの中から次第に明らかになってくると思いますが。

どうぞ。

斉藤委員 区域のことなんですけれども、前回、根本さんが過去の歴史を踏まえてということで淀橋区とか、そういう話をしていただきましたよね。その後、議会のほうでは区域のことについては、何か進展というのはありましたか。

辻山座長 どうぞ。

根本委員 ありません。もともと1回目の議論のときには、もう10地区協議会が現実活動しているということを前提にして議論をしたわけですよ。そこを起点にしながらやらざるを得ないんだらうなという気持ちもありましたから、それでいろいろな議論をしていく中で、しかし幾つかの区が戦後合併して、新宿区となって、ある程度の歴史も伝統も少しずつ違って持っているのをどう評価したらいいのかとか、あるいは例えば消防、警察でいえば東京都が所管で、それで地方方面と言っているわけですよ。我々のところは、区が所管のところはそうではなくて、区としてきちんと分かれているということの、この矛盾はどういうふうに見るのかとか。

それから、似たようなことで、出張所の単位も旧の生活基盤と分かっていたり、通学区域も分かっていたりということは、この際どう見たらいいのかということは今洗い出して、それで、では我々の、これから将来組織していくべき地域自治の単位というのは、どういうふう考えた方がいいのかということを実況には余り規制されない、規定されないでフリーに研究してみようというところの段階なんですよ。

辻山座長 どうぞ。

斉藤委員 それでは、例えば今、行政のほうから出張所があるからということで、とりあえずそういう地域になるんじゃないかというようなお話が出ましたけれども、ただ10地域あっても、人口の多い少ないというのは何か後でこの条例をつくったときに、何か影響してくるんじゃないかと思うんですけれども、それは先生どうなんですかね。人口の差、出張所管内でやはり違うところがあるんじゃないかと思うんですよ。

辻山座長 それは考え方で、住民たちの自治組織だから、小さな組織でやろうということもあれば、大きくなったっていいじゃないかということもあるかもしれない。だから、人口で一律にしなきゃいかんという大方針を立てるかどうかということですよ。それはそれに任せておいてもいいという考え方もあり得る。場合によっては、余り大きくなり過ぎたので、「どうだい、この際二つに分割しないか」と、自分たちで言い出すかもしれないし、そのときに制度がそれを阻むかどうかということですよ。議会で決めてもらわないと区域は分けられないんだぞということになってくると、何か自己決定とは違うような感じがするしというのはありますよね。その設計の問題でしょうか。

高野委員 行政のほうから大変難しい言葉がいっぱい出てきて、理解しにくい部分があります。それで、その中で、範囲というか単位に関しては、今、人数の問題、あと都市内分権させていただいたときの権限の範囲なんかにおいて、どれだけの要件が必要なのかということを考えていかなきゃいけないだろうと。

それから、ある意味で予算に関しても、もしそういうことであれば行政からの予算があってくるわけですから、それに対しても、やはり区分あるいは活動支援をどのくらいまでどういうふうにしてもらって、どういう形で補助金という形ではなくて、支援という形でやるのかどうかとか、その辺のとり合い方がいろいろあると思いますから、その辺のところを本当の意味で、どういうイメージを専門部会のほうで描いていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思いました。

辻山座長 どうですか。何かありますか。

藤牧委員 その辺は専門部会の中で相当議論のあるところですし、いろいろ、どういうやり方をとれば、一番地域の自治あるいはその構成されている方々によって地域の課題が、もちろん地域の課題というのは行政がやらなきゃいけないところは、きちんと行政がもちろんやるんですけ

れども、そうじゃないような部分について、自己決定でいろいろと地域をよりよくしていく活動が、どういう形をとればやりやすくなるかなと、そういう切り口で議論をしているところなんです。

それで、ここでイメージしています自治組織ということなんですけれども、もともと自治組織という言い方をしますと、これはもうイコール伝統的な、そういう町会、それから自治会、そういうところが基本的には担っていているという、そういう現実、それを基本的に尊重するという方向性の中で、それを一たんもう全部なくして新しいものをつくるという、そういう発想ではなくて、既存のそういう町会、自治会が今まで担ってきた部分を基本的に尊重しながら、そこだけではなかなかできない部分、そういうようなものをその他の団体、それから、あるいは地域に開かれた組織として多くの区民の方が参画いただけるような、そういう仕組みを公式につくることによって、町会自身も活性化されて、それでまた、より幅広く地域の課題の解決に役に立つと、選択肢がふえるというような、そういうようなイメージで、そういうようなものとして、今の地区協議会というようなものも声かけをして構成されてきたというような経過もあります。

先ほどの予算、それからあと権限というお話ですけれども、この「権限」というところなんですけれども、これはやはり法的な意味での一つの行政行為というか、行政処分を行えるような権限を持つということになると、これはやはり組織としては、執行機関、ある行政委員会のような、そういうものを法的にも担保されたものとして位置づけないと、そういう意味での権限ということじゃないのかもしれないんですけれども、課題はあると思っています。ここでおっしゃられる権限というところが、地域の課題を地域で解決するに当たって一つの自己決定のような、そういうような意味合いであれば、そういう機能が働くようなつくり方をしなければいけないなと。

いろいろ議論が錯綜している中で、それからあと予算ということについても、そういう地域への一括交付金のような、そういうようなあり方もあるでしょうし、あるいはそれぞれの各活動に対して出す助成金について、その組織である程度配分なり何なりをお決めいただいて、区のほうに答申いただいて、それに基づいてやっていくとか、いろいろなやり方があると思うんですね。

目指すところは、やはり地域自治が一番推進しやすいような、地域の課題をみずから解決していくという、そういう意味においての自己決定の機能が働きやすいような、そういうような枠組みというのはどういうものだろうかというのを、抽象的なんですけれども、いろいろ事例なんかも当たりながら議論しているところでありますけれども、ただ、やはり、これは区民の皆さん方がどういうふうにお考えになるかということが一番大事だと思っておりますので、行政のほうでこうしよう、ああしようということというのは、なかなか見えかねるようなところがありますので、今後こういう検討連絡会議や、またいろいろ場面、場面で御意見をいろいろ聞きながら検討していく必要があるのかなというふうに思います。

辻山座長 ありがとうございます。どうぞ。

山田委員 ちょっと今の話との関連なんですけれども、議論の最中ですから、まだ煮詰まっていないわけで、確定的な、あるいは確定に近いようなことはなかなか言いにくいんだというふうに思いますけれども、よくわからないんですよ、今話を聞いても。

それで、行政側のほうを考えているというのは、区民が主体ですよ、区民がつくるんだと。ただ区域については、これは行政がやらざるを得ないだろうということなんです、例えば地方自治法の地域自治区がありますよね。あれとの関係で言うと、今のお話というのはどう位置づけられるんですか。地方自治法で地域自治区というのは自治体、市町村がつくるんですよ。要するに、つくるほう、ステージを用意するわけですよ。そこで、あくまで住民の皆さんがつくるわけだけれども、要するに「舞台を用意する」ということなんです。そうなのかどうか、話がいろいろ離れるところだったんですけれども、そうかということ。

それから、この文章だけ見ますと、区民は自主的につくるんだということを言われて、新宿区が今持っている地区協議会がありますよね。地区協議会も行政が、所長がいろいろ走り回って準備をしたんだけど、形としては、それぞれの地域で自主的につくられたということになっているわけですよ。そうすると、ここで言われているイメージというのは、地区協議会に限りなく近いといいましょうか、そういうことなのかなというふうに思わざるを得ないわけなんですけれども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

藤牧委員 地域自治区との関係でいいますと、地域自治区でつくられる、その枠組みでつくられる、住民代表から成る協議会というのは、その地域自治区を所管する事務所の、新宿区でいえば出張所のようなところが当たるわけなんですけれども、その長に対する一つの諮問機関のような、

附属機関のような位置づけなんですね。あくまでも、そこで行政を執行していくのは、その事務所の長であるというような、そういう位置づけになっているかと思えます。

ただ、この附属機関と言っても、一定の区域を持っているというような特色が非常にありまして、ここで行政が区域を決めなきゃいけないというところについても、例えば区域ごとに、新宿区内に区民みずから自治組織をつくるといったときに、それこそ本当に100ぐらいできるとか、あるいはそれは極端な例ですけども、どこにどうできるのかわからないと。どういうふうにつくっていいのかもわからないというような状況では、やはりこういう区民みずからが、そういうものを設置していくときに、やりにくい面があるのかなというようなことで、一定の区域、区分というのは、やはり最初に枠組みは示しておかなきゃいけないかなと。そういう意味では、地域自治区というような考え方と共通する部分はあると思っています。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 区域の話はわかりました。一定の区域を決めるわけですから、それが10になるか、5になるか、15になるか、それはこれから議論すればいいと。

行政が考えている、ここで言っているのは、要するに地区協議会のイメージが私は非常に強いんですよね。そうなのかということなんですけれども、大体イメージとしては、地区協議会を、言うならば組織の前提にしているみたいな、そういうところはあるんですか。

藤牧委員 これは、今の地区協議会は言い方が、今のそれとイコールという、そういうことではないんですが、そういう意味で言うと、地区協議会に期待した機能というんでしょうか、そういうような言い方が正確かなと思っています。

そういう意味で、今の地区協議会が、そのままイコールという意味では決していないんですけれども、地区協議会に期待した役割としては、前回のときに申し上げましたように、地域の課題をみずから解決していくような、そういう課題の共有とか、それから解決していくときのいろいろな団体の協力のもとに解決していくと。その解決していくプロセスを、地元を一番よく知っている皆さんでお考えいただくというような、この2点が地区協議会というのを呼びかけてつくっていった、そのもともとの趣旨に、もう一度立ち返って考えていってはどうかと、そういうようなイメージでいます。

山田委員 これで私もやめますけれども、私たちは今まで確定しているわけではなくて、今までの議論ですけども、どちらかというところ、自治法で言っているところの地域自治区としてのイメージが強いんですよね。ただ、地域自治区については住民が構成員ですから、住民が構成員になると、新宿区の場合は、要するに住所を持っている人以外が非常に区政に参画をしているということになりますから、これを適用するということになると、そういう人が排除されるということになりますから、それはまずいだろうということで、新宿区独自の条例をつくって地域自治区をつくらうではないかというふうな、そういう話は我々の中でずっとしているんですよね。

それで、権限とか予算の話がありましたけれども、権限という、何かすべてそこで物事を決め切るみたいな、そういうイメージが非常に強いわけですけども、例えば先生が参画された、上越市へ我々は行っているいろいろ見てきましたけれども、市のほうから、いろいろな点で諮問を受けるわけですね。地域自治区のほうで、その諮問を検討して、それで答申をします。あるいは地域自治区独自で、この地域の問題について市に対して建議をしますと、そういうところを非常に積極的にやっているんですね。

新宿区はそういう諮問、答申の関係は今まで10の地域自治区は何もありませんけれども、上越市の場合は、たしか500以上あるんだと思うんですよ。それもやはり地域自治区に持っている権限だというふうに、私は思うんですよね。そこで最終的に決めるわけはありませんけれども、要するに地域の意向はこうだよということを市に対して言うという、そういう権限だというふうに私は思うんですよ。

そういうふうなことを、この地域自治区の中では、都市内分権ということで私は考えるべきじゃないかというふうに思って、ただ全体で、まだ我々も決まっているわけはありませんから、もっと議論を進めたいというふうに思います。

辻山座長 上越市の例が出ましたけれども、このときに地域協議会で議論して、こういう内容で答申しましょうというふうに市のほうへ返事するときに、それがその地域、住民たちの意見をまとめたものだよという根拠が欲しくて、あそこは選挙制にしているんです。地域協議会の委員を、



もちろん前回は立候補者が定数より少なかったものだから、全員当選の上、足りない分は市長の任命という形でやったんですが、最初のときは半分ぐらいは選挙でやったというので、この問題もまだ引きずって、地方制度調査会では、地域自治区の協議会委員を選挙制にしようかという議論が、かなり有力にやられているんですね。これは正当と見るか邪道と見るかというので意見も分かれていますけれども、そういうことを含めて、この議会案で言うところの分権によるまちづくり、この中身をつくるということは大変今、大きな課題になっているんだという気がしますので、まだまだアイデアはあってもどこまで可能かというようなことも含めて、それはなぜかという、住民たちが担っていきなさいけませんので、理想的なものをつくっても住民たちがへたってしまって、もうどうにもならないので、そこら辺の感触も得ながら、やはり成案を得ていくしかないんだろうなという気がしておりますね。

ちなみに、ドイツとかヨーロッパの地区議会、こういう地域内分権では、議会の議決権のうち、当該地域のみにかかわることについての拒否権を持っているというようなところは、結構あるんですね。というような、議会の権限の、いわば分権化みたいなことも念頭に入れていったらおもしろいだろうなという気もしております。

あとはどうですか。どうぞ。

野尻委員 区民検討会議では、新しい地域自治組織が必要か否かの基本のところに戻りまして、今議論をしております。

それで、どのような組織がいいのかという話の中に、ミニ議会、選挙で選ぶと、そういう話もありました。新しいものをつくっても、また同じことになるのではないかと、今いろいろ意見が出ております。結局、地域自治組織を位置づけるかどうかということまで、まだ全くいきませんので、本日行政と議会からいただきました御意見等を見ますと、もう設置するということが前提になっていまして、行政のほうですと、先ほど副座長さんからの御意見では町会、自治会が基本であると。既存の団体をそこにどのように盛り込んでいくかという話も出ました。

今、地区協議会がございまして、その辺がそう簡単にはいかないところなんです。ですから、今あるものを壊すのではなくてとおっしゃいますけれども、なかなかそれぞれの地区協をどのようにとらえて、どのようにそこに盛り込んでいくかということは、ちょっと見えないんですね。区議会のほうは、今の地区協議会をそのまま置くというような感じにも受け取れますし、そうでなくて、その地区協議会をまた少し中心としながら、何かまた違った町会、自治会なんかとまた違った、一緒にするのか、またそれぞれが地域自治組織として成り立っていくのかとか、ちょっとお話しただけるとありがたいです。

辻山座長 何かありますか。

これは、いずれにしてもどんな区域区分、どんな組織をつくることにしても、そこで汗流して一緒にやろうなというふうに住民が思わなければ、入れ物だけで終わってしまいますのでね。だから、とことん、そこは区民検討会議の提案というものを中心に考えていくということにはなると思うんですよ。

ただ、もう一方で、藤牧委員がおっしゃったように公的なものとして考えていくという、私は大変大胆な提案だったというふうには思うんですが、それを踏み切るかどうかということ念頭に置いてやらないと、議論が収集つかなくなってくるという気もいたしますので、ぜひともその辺を、まずいいところから始めたと思います。今の10の地域協議会がうまくいっているのかどうか、これでいいのかどうかということから始めていかないと、やはりだめでしょうね。

私なんかが見ていると、外から見ていると、23区の中でも、それ以外の人々からも、新宿区の地域協議会の実験というのは大変注目されている部分もありますので、もしかすると、これまでの政策実績みたいなものを、そう軽いものと見ない人がいるかもしれない気はしていますね。

どうぞ。

藤牧委員 新宿自治創造研究所というのがあるんですけども、今、この辺のテーマを一つやっております、3月に最終報告が取りまとめられるということで、そこは大きく言うと3テーマある中の一つに、地域自治の仕組みはどういうふうにつくっていくべきかということで、先ほど申し上げた意味で言うと、地区協議会的な機能、そういうものがなぜ今必要で、既存のそういう町会を中心とした、団体とどういうふうな、すみ分けていったらいいのか、そして協力関係を築いていったらいいのか、それにはどういうようなやり方が望ましいのかというのを相当やってまいりました。

まだ最後の詰めの段階ですので、3月には区議会の常任委員会ほかにも報告書を御報告できる

かと思しますので、そういうものもひとつ議論の素材に活用していただけたらというふうに思います。

辻山座長 そういう作業も少し参考にしながら、あるいはワークショップなどのそういう人々の感触といえますか、何を考えているか、私は今この席に座っていると、実はわからない部分がありますので、それはぜひとも話し合いを詰めていただきたいと。

高野委員 まだ結論には至っていないんですけれども、まだワークショップした段階で、それをまとめた話で四つに分けて、新しい地域自治組織が要るのか要らないのかというところで、四つのうち三つは必要と、一つは現状のままでいいというか、新しい自治組織は要らないという話がありました。その前に、先ほど地域自治区云々の話があって、一方では区長の、いわゆる補助機関でいいという発想と、いや、独自で予算つくってやっていくんだという、この二面があります。

あともう一つは、本当にその地域の課題の解決だけでいいのか、それは本来、自分たちがやるべきことじゃないんじゃないかという話もあったり、それを何で自分たちがしなきゃいけないんだということと、それから今、行政のほうで決められた区分に対しても、今、本当に有権者を集めたりしたときに、本当にそれが要件として充足できるのかということになると、ある意味で地域が合体していかなきゃいけないんじゃないかという話も出てきていると。

そうすると、今度は学校の区割り、あるいは消防だとか警察だとか、いろいろな公的な区割りだとか、そういうものが出てきて、この間もお話ししたと思うんですけれども、道路を隔てて向こう側は違う小学校で、同じ町会なのに学校が違ふとか、それは今、指定校制度で、これは超越することになっていきますけれども、そういうふうな区割りもあるから、それをやはり今ここで、すぐはできないと思うんですよ、過去に歴史はいっぱいありますから。だから、それはやはり一つの自治組織としての何か一つの指針が出てきて、初めてそれをやっていくというのを一体でやっていくべきだと思うし、行政のほうで、例えばある程度こうだということが位置づけられたとしても、本当の意味で既存の地区協議会あるいは町会というのはどっちがどうなんだという話をすると、結局どっちが上だとか下だとかと、また前回もお話を申し上げたような形で、それをするとそれだけで会議が終わってしまうので、だから意図的に、新しい自治組織をつくるにはどうするのがいいのということをお聞きすると、結構それはその中でも、こういうことは地区協議会でもできるよねという部分が出てきたりしています。

それがまだまとまっていないので、申しわけないんですけれども、それも結論に至るまで、はっきり言って、あと1回でまとまるかという部分が、まだあると思います。自分もそう思っているんですけれども、区民検討会議においては、ここが一番根っこの部分だと思いますので、ここをやはり、ちょっと時間をかけさせていただくというのをお願いすることと。

それからやはり、今すぐ決めることより、一つ、こういう方向性でこういう経過というか、そういう形で持っていこうとかという、要するに、ちょっとあいまいな言い方ですけども、きちっと決めることも必要かもしれないけれども、ここまではここまででやろうと。これからこの間は、この計画の中でこういうことを目指してやっていこうというふうな、段階的な何かをやっていただかないと、例えば急にきょうからこういうふうに決まったから、こうやって区民に権限をいただいたり、いろいろな予算をいただいたりしたときにやれるかということ、急に離陸できませんので、やはりランディングしていかなければ飛行機は飛び立っていきませんから、そういう部分も少し考えながら。

そうすると、どこがいいのかということを見ると、その中で今結論的な言い方をすると、別の今の既存の考え方の地域組織の上に、いわゆるプラットフォームみたいな形で考えているという、その案も出てきているんですね。だから、どれがいいかは、はっきりわかりません。これは我々の区民検討会議のやりたい、こういうことをやってみたいということと、それから客観的に行政が、それだとかこういう場でこうだということ、あとはそれを深めて議会のほうで、それは条例的にはこういうことを決めていかなければいけないねというのが、三者が本当の意味での固まりになるには、そういう流れを少し、ここでちょっと考えていただきたいというのがお願いでございます。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 おくれてすみません。牛込の消防関係団体の集まりという、これだけは議員やっているとお欠かせないので、おくれましてすみません。

僕は、この中で一番最年長だと思うんですが、その最年長の委員が過激な発言をするので申しわけないと思うけれども、地域自治を担う組織をどうするかという今までの議論は、みんな極端に言えば、すそ野のところをぐるぐる回って、こういう議論をやっている限り、僕は結論は出ないと思います。

一番の核は何かといったら、この地域自治を担う組織を、代表制を持たせるのか、公認制を持たせるのかどうかを、まず三者が決めてこなかったら僕は進まないと思うんですよ。権限だとか財政力をどうするとか、地区をどういうふうに分けるとか、そういうことの前には、この地域自治組織に代表制を持たせるのか。もし代表性を持たせるなら、結論は選挙しかないんですよ、今の制度では。選挙をやった場合に、それでは区議会議員を選挙する38名、さて地域自治組織も選挙するという場合に、衆議院選、参議院選、都議選、それから区議選、区長選、あるいは都知事選、そういう各種の選挙と同時に地域自治組織もその地区の人に選挙させる、これしか僕は選挙をやるとしたら、ないと思います。独自に牛込地区の地域自治組織は、あるいはある地区の地域組織を、その都度選挙するなんということは不可能ですから、各種の選挙と同時に、選挙で地域組織の委員を選ぶしか僕はないと思うんです。

それだったら、はっきり言って皆さんの中で四つのうち一つは要らないといったのは、僕はわかるんですよ。代表制のない人たちが、地域で自治だ、自治だと言ったって、その住民が認めなかったら、どうしようもないんです。しかし、代表制なんて簡単に決められない以上、そんなもの要らないという議論が出るのは僕はよくわかる。この問題を各三者がどうするのか決めてこなかったら、僕はこの議論は進まないというふうに思っています。そういう過激な論を持ち上げておきます。

あるいは代表制というのを持たせなくても何とかつくれば、タイムラグがあっても、できるところから代表制でなくても、何となく、その住民が認めてもいいなというような組織が作れるなら、もうそれを待つしかないと思います。だけれども、その問題を抜きにして議論をしても、僕は始まらないというふうに結論をしています。

辻山座長 御意見は承りますが、例えば「地域自治組織」を片仮名で言うと、例えば「コミュニティ」と言った場合に、コミュニティの議論に代表制がリンクするかというと、させなくていいと。もしかすると、させないほうがコミュニティらしいということもある。

代表制をリンクさせると、例えば落合という地区がある種の権力的な統治団体という様相を持ちますね。そのことを新宿区全体の統治構造として、もちろん基本条例で認めてもいいんですよ。私はそういうのが出たら、あっと驚く分権型自治ができるとは思いますが、必ずリンクさせないと、やはり議論は前に進まないという御意見と承りましたが。

久保委員 僕はそっちの方向以外は実現と思っています、後者の。ですから、代表制を考えなかったら始まらないと、どうしても。代表制を考えたら、とてもじゃないけれども、しんど過ぎる。そういう意味では、法的根拠のある地域自治組織でいって、この西新宿を中心とした、住民参加でないと、なかなか地域組織ができないというところは特例として考えればいいので、地域組織の自治法で認められた地域協議会にしちゃうのか、あるいは現在新宿区が行っている地区協議会というのを、もっともっと違った形で充実して再組織していくか、この二つしかないんだと思います。

辻山座長 自治法上の地域自治区にして……。

久保委員 座長、僕らの議論しているのは、地域自治組織にすると、特に西新宿は住民でない人が一生懸命やってもっているところです。ところが、地域協議会の場合は、住民でなければだめだという、はっきりした枠があります。だから、議会のほうは、ここで地域自治組織はだめだなという感じで議論をしてきました。しかし、あえて地域自治組織で行っちゃおうという場合に西新宿に象徴される、そういう組織を特例として知恵を出し合って、地域自治組織の中で成立させていくということが、ここでみんなで知恵が出せれば、地域自治組織だってやっていけないことはないというふうに思うんです。

辻山座長 ちょっと議論がわかりにくくなっているのは、地方自治法上の地域自治組織は、一応名称としては「地域自治区」と言っているのですが、地域自治区の場合には住民が構成するという枠があるので、これは新宿区では受け入れられないと。

久保委員 特に市民自治になったと。それはよくわかりますね。

辻山座長 とすると、地方自治法上のものではないものとして、独自の地域自治組織をどうつくるか。（「条例でつくる」と呼ぶ者あり）条例でつくる。（「条例で法定根拠は代表という」と呼ぶ者あり）その条例は、基本条例1本でいいか、それともその下に地域自治組織の条例というのをつくるかということですね。問題は、その条例の中に何を書くかというのは、基本条例の中で一応想定されていないと、まずかろうということになります。

というので、先ほど久保委員がおっしゃったように、一気に決着をつけなくても、例えば区民は何々の単位をめどとして、みずからが地域で運営していく、地域自治組織を設立することができるというふうにしておいて、設立もまさに認可というのか、申し出が出るまで、ずっと議論していただきましょうと。問題は、そのときに提案する大体の目安、つまり我々は町会の単位でいこうといっても、だめだよというイメージをしておかないと、これは区域の問題ですからね。そのときに、例えば現在の支所の単位とか各地でやっているのは学校区とかやっているけれども、新宿区は多分合わないでしょうね、学校区は狭過ぎるんでしょう、きっとね。（「年じゅうフチュウですから」と呼ぶ者あり）というような、そういうふうには基本条例では構えておいて、つくったところには、このような役割と区からの適正な支援が得られますというようなことだけ書いておくということも、最終的には選択肢としてはあるということにしておきましょうよ。

どうぞ。

山田委員 私はそういうやり方でいいんだというふうに思うんですよ。さっき言ったように、新宿区の場合は、4年ぐらい前に一挙にできたわけですね、自主組織と称する地区協議会が。私は実に、不思議に思いましたよ。地区協議会は一挙に、若干のずれはありましたけれども、4年前の10月にできた。メンバーも大体似ているんですよ。会長さんは町連の会長さんが務めると、そういう形になっているわけで、私は本当にこれが自主組織かなというふうに今でも疑問に思っていますけれども。

やはりさっき言ったように、区が条例で舞台を用意するにしても、それをどうするかというのは、あくまでも住民が判断することであって、私はおくてもいいし、あるいはできていなくてもいいと思うんですよ。ですから、例えば住民の30人のメンバーのところを10人しかいなかったと、それはそれで結構な話だと私は思うんだよね。だんだん人を補充していけばいい話ですね。

したがって、要するに、そういう点での自主性というのは最大限尊重しなきゃだめですけども、やはり自治体、都市内分権ということでやるならば、区との関係をそれなりに明確にしなきゃだめだし、当然その地域自治区が果たすべき役割みたいなものも、やはりきちんとしなきゃだめだと。

私は最近、ちょっと不思議に思ったんですけども、高野さんにお聞きしたいんですが、四谷地区で施設の再配置の問題がありますよね。あれは区でいろいろやって、説明会とか開いているんですけども、地区協議会で前段で、あの問題を議論したことはありますか。

辻山座長 どうぞ。

高野委員 今の御質問の意味が、「前段」という意味が、事前にという意味なのか、それとも地域開催の前ということなのか、その辺を聞かせてください。

山田委員 要するに、区が一応の成案をもって発表したわけですけども、発表する成案をつくる段階で、固まった段階じゃない、固まった後は説明したと思うんですけども、固まる前に地区協議会の中で議論してもらったという経過はありますか。

高野委員 すみません、今のここの討議の中で、今、山田委員から言われたのは、私は答えるべきかいのかわかるか、よくちょっと答えを考えているんですけども、ちょっと会議に関係ないかなという意識がちょっとあるんですけども。

ただ、その中で、今ここで言っている権限云々という部分のお話で、自分が理解したとするならば、ある程度、素案の部分で来るということは余りないですね。ということは、どうしても短期間で、この事業をやりたいから、これに参加してくれとかということで、去年の7月に町歩きの、要するにビューローをつくるという話で、町歩きのプランを地区協議会に持ってきました。それが4月の下旬に持ってきていただいたので、7月やるというので、あと5月と6月、5月は総会がありますから、6月の1回で決まるかということで、申しわけないからということで、地

域の商店連合会の仲間に振って、仲間のほうはいつも町歩きを一緒にしていますから、そこで対応できたという部分があります。

だから、そういう意味から言うと、今、事前にお話があったのかということに関しては、なかったでしょうということをお願いいたいたいんですけども、ただその仕組みを、だからこれからいろいろな形で、どこまでの政策形成のところなのか、どこまで自分たちはそこに参画できるのかという部分を悩ましい意味で、これをお話しして、自分たちはそこまでやりたいと言っているところを、それは条例でどうのこうのとかが、いろいろな話をされてしまうと、またもとのもくあみかなというような部分があるので、そういうふうな、ちょっと話は長いですけども、一応そんな状況です。

山田委員 今の事前に話があったかどうか、そのことだけだったんですけども、なかったわけですよね。私は、地区協議会が本当に地域の団体で、地域の意思統一をする、あるいはそれなりの地域の意思決定をする場であるならば、四谷地区の組織、施設の再配置というのは、地域にとって極めて重要な問題ですね。こういう重要な問題についてこそ地区協議会で用意してもらおうという、そうでなきゃだめだというふうに思うんですよ。

しかし、実際はそういう位置づけになっていないわけですよね、実態からしても、形式からしてもね。そういうことじゃなくて、やはり都市内分権を推し進めていくために、どういう組織がそもそも地域の中で必要なかどうかという、そこから議論を私はすべきだし、その議論することによって、今の町会と自治会と地区協議会の関係をどうするかということが、ごちゃごちゃといろいろあるわけですけども、やはりそこはそういう議論をすることによって乗り越えていかなきゃだめだというふうに私は思うんですよ。

辻山座長 どうぞ。

根本委員 このテーマは、多分、三者で議論しながら研究しながらということになっていくんだと思うんですよ。今、四谷はそうだったかもしれないんですけども、若松地区協議会でいえば、東戸山中学校の跡地をどうするかというのは地区協議会の議論をさせてくれというふうに言って、地区協議会として案を出していくんですよ。だから、ある意味では、10地区協議会が既にいろいろな形で実践していると。そうすると、その実践している、それを交流しながら、いいものをお互いに積み上げていくような作業が必要なんだろうというふうに思うんです。

だから、必ずしも四谷の例だけで、したがって、今の地区協議会という話じゃなくて、いろいろな地区協議会で、例えば落合第一地区協議会でいけば、地区計画を、しかも保全型の地区計画をつくらうとやってやっているわけでしょう。あれは大したものだなというふうに思っているんですけども、だからそういうのをずっとお互いに見ながら、何を伸ばしていったらいいのか、足りないものは何なのかという議論なんかも必要なんじゃないだろうかなというふうに、私は思っているんですよ。ここで野尻さんに聞くと、また話は個別に細くなっちゃうから、そう思っているという話で。

高野委員 今ちょっと許せない言葉があったので。

なぜかという、あたかも四谷の地区協議会は、何もしていないみたいな言動があったので、それだけは訂正してください。(「私ですか」と呼ぶ者あり) ええ、はい。

というのは、今の話は、流れとしては、行政からのこういう形でという形の相談事も一つもなく、いつも決まった形で「どうですか」というふうに来るから、地域に説明する前に、とりあえず地区協議会に持ってくるのが普通だろうということで、毎回地区協議会に呼んで、呼びつけて、失礼な話ですけども、それで説明してもらって、ここでは地域では多分こういう話が出るから、ちゃんと出てきた内容に関して、まとめて全部こっちへ戻してねという話まで約束しているのね。だから、そこまでそういうことを、何をやっているかは、自分たちは行政のほうに向いていないですから、我々は地域のほうに向いていますので、それは議会のほうでやるべきなんじゃないかというようなことで、今けんかを売るつもりはないので、それは言いません。

ただ、そんなことで、各地域によって、さっき久保委員が言われた形で、地域によっていろいろな課題が違ったり、それから見方、やり方が全部違うんですよ。そうすると、どここの地域の町会が強いとか、そうすると町会を基盤にして、では町会が動くのかということ、町会はほとんど動かないで、その町会員である地区協議会のメンバーが動くというふうな仕組みがあったり、それから全く町会は「おまえら勝手にやれ」みたいな感じでノータッチのところがあって、そこは地区協議会の、いわゆる町会の委員の方たちが動いているという地域もあると。

だから、千差万別なので、余りにも一律に新宿区はこうだというのは一つのルールは必要かもしれないけれども、地域によって絶対違ってきているわけですから、その辺の部分はやはり、少し考えてもらいたいということもあるので、長いんですけども、四谷においては、ちゃんと自分たちはやっているつもりです。だから、毎回パブコメに来ると、毎回パブコメに対して全部応答しているんですね。「ほかの地域やりますか」ということも言いたいんですけども、言っちゃいましたが、結局その部分を御理解いただいていないという部分が、ちょっと今ピリピリと来ちゃいましたので、今すみませんということで言いました。

以上です。

根本委員 私は四谷のことを言うつもりじゃなくて、施設の配置問題でいえば、若松地区の地区協議会がそういうやり方をして、ああいう東戸山中学校の跡地活用につながっていったということを書いたかったわけです。

だから、いろいろな地区協議会がいろいろな活動をしているということ、高野さんと同じような意味で言いたかったんだけど、ちょっと四谷のことは、僕は山田さんに文句を言ったのかなと思ったら、私でした。どうも大変失礼しました。

辻山座長 ちょっと待って、先にこっちの意見を聞きちゃいましょう。どうぞ。

齊藤委員 よろしいですか。今ずっと地区協議会、地区協議会の話で出ていましたけれども、これは高野さん、うちの町連は、例えばおとめ山公園の件は町連で動き出したんです。町会連合会も動いているところがあるんです、地区町会連合会が。それと先ほど言いましたように、保全の問題では、地区協議会も動いていると。ですから、両方一緒になって動いているというところが、ほかにあるんですかと、私は聞きたくなる。

それはそれとしておいて、（「おとなしいやつはだめなんだよ」と呼ぶ者あり）だから、そういうふうになっちゃったから。それともう一つ、山田さんが、地区協は各地区で自然と立ち上がってきたというようなお話をさっきしていましたよね。（「外観上はね」と呼ぶ者あり）外観上は、そうそう。それで、実はこの地区協の、これをちょっと見ているんですけども、これを見ていると、これは本当は課題別地域会議ですよ。でも、この課題別地域会議は、地域の人がつくった会議ではないと私は思っています。ということは、これはどこがつくってくれた会議なんですかね。中澤さんに聞きちゃおうかな。

辻山座長 ちょうど手を挙げていたし。

中澤委員 課題別会議は、出張所のほうが中心となって地域の方にお声かけさせていただいて、つくったというふうに認識してございます。

齊藤委員 我々が手を挙げてつくった会議じゃないですよ。ただ、課題別地域会議の延長線が地区協議だと、これにはなっています。ということは、地区協議会は我々がつくったんじゃなくて、出張所がつくったと。（「そんなこと知っているよ」と呼ぶ者あり）だから、それを改めて聞きたかったわけ。

そこで、先ほど山田委員が言ったところをもう一回核心突いて、これは我々じゃなくて、役所がつくったんでしょうという確認をとりたかったんです。

中澤委員 おっしゃるとおりですね。

齊藤委員 以上です。

辻山座長 どうぞ。

野尻委員 地区協議会が偉いのか、町会が偉いのか、そういうことはもう本当にナンセンスで、施設の設置につきましても、地区によって全く違いますので、先ほどから出ている若松地区におきましても、東戸山中学校の跡地の問題は、地区協議会が区長に陳情しました、どこにも売らないでほしいと。そういうことから始まっていますので、徹底的に地区協議会が入っていついています。ただ、行政のほうから何か連絡がないと、こちらから何でないんだということは申し上げていることでもあります。また、法務省跡地にできましたさくら公園、これは地域の町会なんです

ね。幾つかの町会が一つになって、さくら公園ができました。ですから、この地域の特性に合った、本当にその地域の自治組織というのをつくれれば、もうそれに尽きるのではないかなと思うんですね。それこそ、それが特性じゃないかなと思いますので、そこでみんなで知恵を出し合って、本当に自主的な組織をつくるということも考えなければできませんね、と思います。

樋口委員 私は中にいる人間ではないので、すみません、ちょっと質問ですけども、今、地区協議会が行政がつくられたということの宣言でしたけれども、私は、新宿区に10の地区協議会を立ち上げようというのは、新宿区政にとってはとても大きな政策だと思うんですね。そういったことが提案は区長側からあったとしても、議会としては、その当時、どういうふうに行政、区長からの提案を受けとめられて、この施策を推進してこられたのかということ、ちょっと今、この間のことで気になりました。

それは、もう4年も前のことかもしれませんが、これから新宿区政をつくっていくときに、議会と区民が、どういう住民がどの関係もそこにひとつ問題として、課題としてあるんじゃないかなと思ったものですので、お答え願えたらと思います。

山田委員 理解としてはそれぞれ微妙な違いはあったのかもしれませんが、それぞれ制度も違いますし、あっちも違いますから、あったんだというふうに思いますけれども、基本的には要するに地区協議会の結成を推進をしたといいたいでしょうか、そういう立場だと思います。私自身も要するに都市内分権、地区内自治を進めるといって、そういう観点からすると、非常にいいぐあいに誕生して育ててほしいというふうなふうにずっと思っていました。ただ、そもそも何かづくり方がおかしいなとさっき言いましたけれども、おかしいなということがあったのと、それからその後、地域の中で地区協議会がどういうふうな役割を果たしているのかなという、例えば地域の中で地区協議会の活動がどれくらい見えているのかな。あるいは地区協議会に対して地域の皆さんが組織の実態を知ってどういう期待をしているのかなという、そういう思いは絶えず持っていたんですね、今までもありますけれども。しかし、なかなか地域に対する認知度が低い。私は公募委員なんかも、もっともっと出張所の所長が行って、あんた公募委員になってくださいという、そういうことだけじゃなくて、やはり地域の皆さんが掲示板とか、あるいはチラシとか何とかいろいろなものを通して、応募するかどうかは別にして地区協議会ってこういう委員を募集しているんだなと、そういうふうなことをわかり得る、そういう活動が必ずしも十分じゃないなというふうに思っているんですね。そういう点では、本当の意味での地域自治組織には私はなっていないというふうに思っています。

久保委員 地域自治って大変時間がかかってどうしようもないと最初に申し上げたけれども、ずっと皆さんの御意見聞いていたら結論が出たような気がするんです。区民の皆さんの地域自治組織については、区は区民参加を推進するために地域自治組織を強化しなければならないと。それから、専門部はないんですが、区議会のほうは地域の特性と自主性を活かし、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、分権によるまちづくりのこれをミックスして、この際は一般論として載っけておいて、これは自然発生的にどういう地域って割るんでもなしに、自然にこれを受けて、区民の皆さんが自主的に地域自治組織をつくっていただいて、その1年、2年、3年の経過の中で、それに合った地区協議会条例なりをまたみんなでこうやって集まってつくっていくという、今この自治基本条例の中での地域自治の項目は一般論で押さえておいて、時間をかけて区民の動きを見守っていくんだというんで落ち着いたんじゃないんでしょうか。それでいいんじゃないですかね。

辻山座長 それ以外のことはだれも言っていないような気がするんですけども。

小松委員 ちょっと何かおかしい話をするかもわからないんですけども、例えば私の周りなんかにも、何かいろいろと社会の役に立ちたいと。しかし、例えば出張所なんかには余り行きたくないとか。町会のようなもうでき上がったところに入っていきたくないけれども、何とかしたいというような人も新宿区には結構いるわけですね。それが区民会議のところ、私はすごい区民会議という、例えば新宿区全体の中で集まってきて、そして例えばそれだと子育てのことを考えるグループとか、緑をふやすグループとかということで小さいエリアに出入りしたくないという、しかしながら貢献したいという。

前に宝塚市へ行ったときに、あれはいろいろなボランティアセンターがありまして、あそこは市民が集まってこれる。特定のエリア関係なくのぞいてみて、その中で自然にいろいろと力を

発揮していく舞台が見つかっていくような、それは例えば京都市へ行っても上越市に行っても、上越市にも何か市民プラザのようなものがあったかなと思うんですけども、そういったまず市民何かやりたい人たちが集まってくるところがあって、そこでやっていくグループと、そういうふうな入り方をする人と、町会の中で、もともと根強く頑張っている方々と、集まってくる人たちというのは多分、今の地区協議会だと出張所の中に行きたくないという、抑えられる。あれは自治の組織でありながら、区長のお城というか、要するに行政の10の枠組みの中で出張所長がいて、その中でいて、町連合会のように町連合会というものがあって、行政と関係ないところでの市民の力のもともとの組織体とまた別個の。それこそNPOの人も入るから、地区協議会というのはもっと開かれているようでありながら、出張所のもので。じゃあ、その10の地区協議会が集まったところのお城はどこにあるのかというところ区役所になるんだろうと思うんですけども、ですから、もうちょっと私はなかなか今のところで自分の頭がすっきりしないところもあるんです。そういった市民の力を集めていくようなものもこれは多分施設的なものもあるのかどうかわかりませんが、特に新宿区のようなよそ者がたくさん集まってくるところというのはもともとの古い人たちもずっと頑張っていたというのとは新宿区の中では検討しないといけないんじゃないかなという気も。区民会議が随分と活発に動いていて、あれはあれで10の単位とは別に全体をやっていく。いいなという感じはあのときはあったんですけども、あれが終わりまして、ぱっと終わって、地区協議会ということになりましたけれども、私は今ちょっと変な話をしたかもわかりませんが、そこいら辺が市民の力を、自治という、何かやっていこうという人たちをするための、もう少し考えないといけないこともあるのかなと思うんですけども。

久保委員 小松委員の意見と似ているわけですが、ただ無責任なんで、僕は検討委員会の名前でするか、区長が提案する区長の提案の組織の名前にするかは別にして、最後のページで米印をくっつけて参考までにといいんで、ここで合意した地域自治組織の大ざっぱなメルクマールをみんなでも検討して、この3点ぐらいを目指して、地域組織をみんなできつっていいんじゃないかと。参考として一番基本条例の最後に米印で、こういう方向で自治組織ができればいいなと自治基本条例は考えていますというような形で処理はできないものなんでしょうか。文面化しちゃうとまずいと思うんですよね。

辻山座長 そういうことになるんだと思っていますよね。ただ、注意しなければいけないのは、ここで議論しているのは、公権力の表現である条例をつくるという会議ですから、先ほど来、幾つも事例が出ていたように、つまり地域の組織に何ができるかということは問うべきじゃない。それはやろうと思う人たちがいて、仲間がいて、実力、力があればできる。それができないところはできないというふうにしておくべきで、だからこの場の視線としては、むしろ議会が一方的に決めてはいけないこと。これは地域の自治組織に諮ってくださというような抑制。行政の中にもそれはありますよね。議会にかけないものについて、例えば計画とか、そういったものについても地域の形状を変更するというようなものについては、必ずそこに諮ってください。そのために、そういうことを用意していますよと。ついてはそのような決定に参画したい、参加したいと思う地域の人たちは自分たちでそれを受けて、自分たちで決めようよ、相談して決めようよと言えるような組織をつくってみたらどうですかと。それでつくったら、例えばこれまで個別の交通安全協会とか青少年育成何とかに出していた補助金もまとめて渡しますから、そこで自己決定してくださいとかというような条件だけ提示して、難しいのはそのときにそれをアシストする行政の組織が今10支所しかないということなんです。それを手を挙げた区域ごとに変更できるかという、実は区域つくるときにそれを考慮してくれと言わざるを得ないのが多分現状だと思うんです。そこでどう落とせるかという。だから、書くことは今久保委員がおっしゃったように、本当に3事項ぐらいなんです。つくれますよと。つくったらこんなことが可能になりますよということを言えればいいわけでしょう。問題は最後まで来ている区域、単位のめどなんです。

ただ、僕はよそ者で参加していて、余りそこへ踏み込みたくないんですけども、実情もわからずにとかわれるんで。

久保委員 座長、単位の件ですけども、この間の議会での最終的な論議の中で参考意見として行政部から出たんですけども、今10出張所を単位の10地区をつくっているんだけれども、マスタープランのときは7地区を出しているんですね、新宿区は。そういうのも参考にしたらどうだというふうな示唆は受けているんですよね。



辻山座長 なるほど。そこは絶対的なあれじゃないということね。

藤牧委員 7地区というのは。（「違う、今は10です」、「過去そうだったということ」、「一番最初の辺」と呼ぶ者あり）3行政区からね。（「3から5になって、8になって、今10」、「改定のマスタープラン、総合計画で一体化したマスタープランじゃなくて」と呼ぶ者あり）前ね。（「前のマスタープラン」と呼ぶ者あり）なるほど。確かにおっしゃられるように、地域別まちづくり方針の地域の区割りが7つ。

辻山座長 ただ、先ほど小松委員が言ったように、この地域の自治をつくっていくときに施設というのはばかにならない。間違いなく僕もそう思っているんですね。したがって、それにどういう単位でその組織が作られてくるかというのに合わせて行政のほうで施設を建てたり、あるいは行政の支所区域を変更したって、それはいいわけです。それは絶対できないというわけではないので。従って、今考えておかなければいけないのは、大体どれぐらいの単位で、どれぐらいの単位というのは、これ表現するの大変難しいんですけども、どれぐらいの単位で、しかも自分たちである程度の設立のメンバーの署名を持っているとか何か条件をつけて。ただ町会の昔からやっていた人たちが3町会ぐらい集まって、おれたちが全部やろうぜと言っても、それはだめにしなきゃいけないとかもあると思いますけれども、そういう条件で当然申請型、つまりここへつくよ。それつくったらこういうことが可能になります。そこらぐらいまでなのかなというふうに思っていますけれども。

加賀美委員 区域の話なんですけれども、うちは地域センターというのを各特別出張所に併設する形でつくってきまして、来月、戸塚に地域センターがオープンします。地域センター自身は地域のコミュニティ施設という位置づけで、そこをいろいろな形で御利用していただいているということで、我々としては、地区について10が適当なのではないかというような思いはあるんです。それを今変えるというのが果たしていいのかどうかというのは私としてはいかなものかなという気がいたしています。

辻山座長 それはまだ議論が当然残ります。ただ、基本条例が一応自治体の憲法上の話ですので、行政組織は憲法に従ってもらわなきゃいけないという大原則を出せば、それは変えられないことはないだろうというふうにしておかないと、10を動かすわけにはいかないというところから議論を始めるのは、ちょっと厳しいかもしれない。

加賀美委員 誤解しないでいただきたいのは、必ずそれは10でもう未来永劫いくということじゃなくて、とりあえず今10地域があって、各地域ごとに地域センターつくっていますよという現状を踏まえたときに、まず10でどうでしょうかという考え方なんです。ですから、それがずっと10じゃなきゃだめということじゃなくて、とりあえずは我々のほうの行政の思いも聞いていただければなんと、そういうつもりで言ったんです。

辻山座長 手順としては当然だと私も思います。その実績を全く無にするということにもならない。

根本委員 そういう議論になっていくと思わなかったんですけれども、きょうはどこまでこれを議論するのかなと。それから、多分相当重たい議論だから、もっと時間かけながらいろいろするんだらうなと思っていたんですけれども、今の話で言えば、行政側のほうで言えば、やはり10出張所をつくったところから振り返ってもらう必要があるんだと思うんですよ。僕は10出張所をつくった経緯というのは勉強していないんです。知っているのは昭和58年に出張所のあるべき姿という検討委員会が出した答申ですよね。それからその前に48年だったと思うんだけど、基本構想の最初の基本構想ですよ。小学校単位にコミュニティをつくっていくんだということを出したでしょう。あれが第1号だったんだよね。それから、今は随分変わって、今の基本構想があるんですけども、昭和48年の基本構想と出張所と、そしてその出張所のあるべき姿というところの中で出張所を単位に、出張所を核にして、地域のセンターをつくっていくんだという構想の中で地域センター構想になっていくわけだよね。今までばらばらだったのが出張所を中心に地域センターがつくられて、そして地域センター管理運営委員会のような形で地域がまとまっていくわけでしょう。それで、さっきの地区協議会の話で言えば、最初は地域センター管理運営委員会を核にして地区協議会をつくるという、こういう方針だったんだよね。だから、地域センター管理

運営委員会委員長みたいな方が地区協議会会長みたいな横滑りしていくようなことだったんだけど、それは問題だという議論なんか議会なんかでもあって修正して今の地区協議会になっていくんだというふうに思うんですね。そうすると、間違いないことは10出張所を単位にずっと地域のコミュニティづくりに進んできて今があるということは間違いないんだと思うんですよ。これでいいのか、この単位でさらに進めていくのか、あるいは地域自治として、もうちょっと大きな枠でというか、あるいは大きな枠にしながら、自治の権限なり何なりをもっとそこに預けていくというか、ということの議論なんだろうと思うんですよ。だから、10地区を前提にして、10地区協議会をさらにどう発展させていくかということだけではこれからの地域自治の議論の中ではちょっと足りないような気がするところ、行政側にその辺のところをちょっと。だから、そうすると、地方自治総合研究所だとか、いろいろなところが一緒になってそういうことを議論して今やっているんだと思うんだけど、だから、かなりどの程度取りまとめて、久保委員がずっと取りまとめ、取りまとめと言っているけれども、どの辺までいって我々は最後、それ以降はもうそちらにゆだねますというふうに そちらというのは条例制定ね。条例制定に向けた検討委員会か何か時間をかけてゆだねますという話になっていくのかなというふうな気持ちがあるんですけども。

辻山座長 先ほど山田委員が言ったように、今先ほどの整理によれば、要するに区内を地域分権しますよと。自治組織をそれぞれが作ることができる。自治組織ができたら、この組織には例えば地域のことについて議を経るというような権限が与えられれば、こんなことが考えられますよ。予算もできるだけまとめて、そこにその地区へ落ちているものは、おりているものはそこでまとめて使えるようにして自己決定にしますよとかというようなことを基本条例だけでは述べておいて、ではどんな単位で、どんな条件でつくるかというのは、多分新宿区の区内分権に関する条例か何かを区民参加でやって、その研究会の研究成果なども入れて、どういうふうな単位であり得るのか。それと行政の組織とどう整合させるのかというようなことをその条例でつくるぐらいの。つまり、個別条例でつくるぐらいの時間は置いておいても大丈夫じゃないかというふうな気はしているんですけども。そんな段取りで基本条例では大枠だけを書くということにせざるを得ないんじゃないかなという気はしますが、これは結論じゃないので。ということで、今回は一応議論を閉めませんかという提案でございます。

中澤委員 ちょっと御説明をしなければいけない点が1点あるかなというふうに思いまして、先ほど施設方針について地区協議会の説明の有無のところ、四谷地区ですとか、若松地区の例が出ていましたけれども、その点についてちょっと御説明させていただきたいんですが、先ほどお話が出ました四谷地区の施設方針については成案として今回お出しをしたのではなくて、素案としてお出しをしましたので、そういった意味では素案の段階から地域の方に投げかけているというような状況でございますので、私どもとすれば、その地域の地区協議会なり地区町連合会に対しては、その都度、施設に関しての大事な計画につきましては、素案の段階からきちんとおろしているという認識でございますし、その地区ごとにその施設に関しての方針については地区協議会が窓口になりますよ。もしくは地区町連合会が窓口になりますよということで御指示をいただければ、そこに対してきちんとその後御説明に上がるということはしてきているつもりでございますので、そういった意味で地区ごとに施設方針について区の対応が違うということはないというふうに思っておりますので、そのところ、もし先ほどの議論で誤解があってはいけないと思いますので、そのところは御説明させていただきたいというふうに思います。

あと今のお話ですと、自治基本条例を受けた後に分権条例なり何なり出たようなところの次の条例を考えましょうということでもございましたけれども、そのときに大事なところを決める次の条例を議論する場がこういった三者がもう一度集まったの場を設けなければいけないのかどうかということについてはきちんと認識をまとめていただかないと、次の分権条例は行政と区民との代表委員でつくらせていいのかどうか、そこら辺のところは議論しておかないといけないかなというふうには思います。

あと先ほど代表制の担保というようなところのお話があったかと思いますが、私としては現在の地区協議会のところ、なかなか一番難しいと思っていますのは代表制につながる部分というのがなかなか周知の部分もまだまだというようなところの中では、非常にそこが一番課題なんだろうというふうに思っています。そういう意味では、これから地域に対していろいろ予算づけをして自己決定の中でいろいろ配分を考えてもらうというようなお話を座長からもいただいておりますけれども、基本的には私もその考え方でいいとは思いますが、ただ、自己決定を地域ごとにしてもらうためには、ある程度の代表制なり、その地域の方、多くの住民の方が納得でき

るような形での自治組織の代表制と言ってもいいんでしょうか何か、そこがそういったことを決定しますよという、そういった納得できるまでの仕組みというのをどこかにつくっておかないと、最終的には選挙しなければいけない云々かんぬんの話までいってしまうだろうと思うんですね。そういった意味では、代表制といったものを今の現状の中でどういうふうに担保できるかというふうに言えば、今地域の中で一番、地域活動を横断的に取りまとめ、いろいろなところでかかわりながら活動いただいているのは、やはり組織率は5割程度というようなことにはなっていますけれども、町会、自治会の組織というのは抜きにしては考えられないだろうと思っておりますので、そういった意味では代表制のところの担保の考え方の中で町会、自治会をどのように考えていくかということとは十分に議論しながらやっていかなければいけないのかなというふうに私自身は思っているというふうなところでございます。

山田委員 今の提案ですけれども、私は非常に重要なことを決める条例については、当然区民を含めた、こういう組織になるか、別の組織になるかは別にして、要するにこれと似たような、あるいは類似したそういう組織で検討すべきだというふうに思うんです。

今までのところでは、住民投票条例の話がありましたね。住民投票条例も基本条例の中で決められるというのはごくごくわずかなんだよね。詳細は個別条例に任せなきゃだめなんですよ。個別条例をつくるときには、当然、今のようなこういう形態を考えなきゃだめだ。地域組織について全く同じだというふうに思うんだよね。可能な限り、多くの意見が結集できるような、そういう仕組みで条例はつくるべきだと思います。

辻山座長 それについては、いわばここでの議会全体を約束できるかどうかは別にして、次の条例立案について、必ず三者合意の上でつくろうというふうなことを協定を結んでおくとか、念書はとらなくてもいいと思うけれども。そういう形で終わるまでに約束しよう、そういう提案と受けとめていいでしょうか。

中澤委員 この三者でいろいろ細かいところまで詰めていくというところは、理念的には大切だというふうに思うんですけれども、本当にそういうところで、次の条例まで同じような形でやれるか、またそれが地方分権条例というふうな形になれば、多分、今度は地域文化部として条例の策定というのは作業として預かるような形になるだろうと思うんですけれども、部として、ではそういった体制として本当にやり切れるかどうかというのは、それは現実的な不安も含めて考えますと、なかなかすごい力仕事になりそうだなというような思いがあるのと、あとできれば、そういったところがあるのであれば、この今回の自治基本条例の議論のこの場の中で、ある程度ガイドラインというんでしょうか、そういったものとして一定の方向性をできるだけ煮詰めていただいて、次の条例づくりのところ、そのガイドラインをもとに議論を始められるようなところをできれば心がけてやらせていただければというふうには思いますけれども。

辻山座長 大枠で基本条例をつくった上で、具体的にどういうまとまりで地域自治組織にするかとかというのを次の条例に送るとした場合に、率直に言わせてもらおうと、ガイドラインはもう既に今までの議論の中で実は一つしか出ていないんですよ。この10個をどうするかしか出ていない。そういう意味で、まずそれがガイドラインになっていて、それに対する有効な異なる意見が出てくるかどうかということ、それが多分どうするんでしょうね、そのとき。区民検討会議を開いている間に議論しておいたほうがいいね、それは。改めて区民の皆さんに聞きましょうって、10地区協議会集まったら大事になるし。そんなような感じだと思いますので、できればそれはもちろん最終段階までに何らかのめどを基本条例に入れ込むというのは理想なんですけれども、そうじゃない場合でもある程度のガイドラインを軸にして議論をせざるを得ないというふうには私は感じているんですけれども。

ということで、3月末の自治創造研究所の研究結果なども参照しながら三者で考えていくということにせざるを得ないんじゃないですかね。

あとは、あれは私に言われたかもしれませんが、代表制については必ず選挙をもって政治的な正当性を獲得しなければ代表できないか、そういうものでもなくて、例えばこのことを決定したいということで諮問されたときに、たくさんのミニフォーラムを開いたりして、その地区の中でその決定に参加する人たちがふだん顔見せない人たちにどうやって広報をし、そして意見集約していくかというある種の合意形成活動みたいなことをそれぞれやんなきゃしょうがないということになるんだと思うんです。そうでなければ、その決定に参加して、おれたち何もかわっていないじゃないかというふうに後で責め立てられて、またそこでやり直すみたいということ

とになるんだろうと思うんですけども。

ということで、私が全部引き受けてしまうわけにはいかないんですが、言っている趣旨はそういうことで、皆さんも多分記憶に残していただけたと思いますので、先いかせてもらおうと大変ありがたい。

実はもっと大きな、まさに今の最後の問題にもかかわるんですけども、今後、この三者案というのをその都度出しているんですけども、これは何にもクリエイティブなものではないんですね。これは出されたものを並べて出しているだけです。従って、最終的に条文なり何なりの形にまとめるには、まだまだ遠いものがあります。そこで、この議論を踏んできているわけですが、さらなる三者の中での調整案をどうやってつくっていくんだということについて、副座長会で何か議論をいただいたそうでございます。大変ありがたいと思いますが、これについて、まず御説明をお願いしましょうか。

高野委員 実は今、最初事務局のほうで、横書きのほうで三者の考え方が出てきました。それを事務局のほうで整理して、同じ項立てした部分に対して区民、議会、行政の中でグルーピングできるものを網かけして、今こういう表をつくっています。その後、ここで一応皆さんで討議して、確認しながら、これを活かしていこうと。そのときに、きょうも座長のほうからすばらしいコメントをいただいたり、全体の共通する部分と、それから区民だとか、要するに三者のこういうポイントがあるんじゃないのというところをどう確認していただくかということが出てきました。それに対して、また新たにこれから考えているのは、今、このステップ3の次の4番目のステップとして、そこにある全体で1回討議をやっているから、そうすると一つ、これと今までここに流れてきたこれとこれの整理するという意味で、三者の代表者が数名出て、そこで整理していくという形で考えていくのがいいんじゃないかと。それから、その方法論としてはいろいろな方法論があるでしょうと。そうすると、ずっとこのテーマごとのAからGまでであるのかな。そうすると、その部分の1人がずっとやると、例えば重複したりした場合、項立てした項目で分けていくとか、いろいろな方法論があると思うんですね。だから、1人の負担ではなく、複数の負担でしていくということも手ではないかという話もありました。

それから、ずっと最後まで携わったほうがいいんじゃないかという部分があるのと、それからいろいろなやり方が、これから皆さんとのお話の中で決めていただければと思うんですけども、一応4番目にいわゆる編集部会じゃないんですけども、そういうふうな形でまとめる形をやったほうがいいんじゃないかという話が出ました。ということは、単に時間的なものではなく、本当の意味でこの討議に入るに当たっての資料をつくっていくということに関しては、それが一番スムーズではないかなということを考えて、そういう三者案ということできょう提示させていただきました。それを皆さんで諮っていただければと思います。

辻山座長 どうでしょうか。

ここでの議論を経て、この場よりも、さらにもっとぐっと小さな会議体で成案をつくると、案をつくってみると。そして、ここへもう一回出してくるわけですね。そういう委員会、編集委員会と今名乗りましたっけ。いいかもしれませんね。

あざみ委員 前にそういう案が1回あって、でもみんなでやろうというふうになって、またこういうふうには、ここまで来てそれが必要だというふうになったということはよいことだと思いますので、ぜひそういう方向でやったほうがいいと思います。

形としては、私は分担制みたいなのがいいと思います。要するに、この三者のうちの1人ずつが出ていって、例えばきょうの地域自治は、じゃあそのグループとか、そういうふうな形という意味ですよね。そういう意味でしたら、すごく荷重に、だれかに負担がいなくていいんじゃないかなというふうに思います。

辻山座長 ということは一つのテーマのような、今の例で言うと、1人ずつが集まって3人でやるわけ。きつくない。（「まだ人数決まっていらないんでしょう」、「複数ね」、「例えば」と呼ぶ者あり）例えばね。1人はきついかないとちょっと思いましたけれども。

根本委員 今の話は3人で地域自治をやって、3人で例えば市民参加をやるということと言うと。だから、仮には6人いれば6分割できるし、（「きついです」と呼ぶ者あり）5人だったら5。（「きつい。それは、だから、6名で1人で代表でいくと、やはりきついです」と呼ぶ者あり）きついかない。（「そりゃあ」、「でも、こうやって段階踏んだ段階で1人ずつなんですよ」と

呼ぶ者あり)おととい1人ずつって。(「私は今のほうがいい」と呼ぶ者あり)

辻山座長 わかるんですけども、やはりちょっと相談したいという感じがあるかなというのが。(「それが人間ですよ」、「最低2人で最高2つ」と呼ぶ者あり)例えば、2人で2課題ずつやっても同じという意味で言えば、(「それは複数課題持たなきゃいけないということですよ」と呼ぶ者あり)そうですね。ただ、僕のイメージは2人ずつ出て、最初のほうで6名で出たら、もうあとのも全部やるのかと思っていたから、それよりはみんなで参加して、負担も分散してというのはいいかもしれませんね。

根本委員 そっちのほうがいいような気がする。3人ずつ、5つぐらいに分担して、(「それはきついから」、「反対に時間かかりますね」と呼ぶ者あり)じゃあ、2人で、6人で、多分3つぐらいに分担する。(「1人は嫌でしょう」と呼ぶ者あり)確かに後ろにいっぱい影がありますので、影をどうやって説明しようかという部分を考えてと重くなっちゃうので。(「でも基本、合意したものを組み立てて整合するんでしょう」と呼ぶ者あり)そうそう。それは問題ないんですけども、ただ、それを1人で受け持つというのは結構ハードなので、だから複数でやって。(「やはり嫌だと思う」と呼ぶ者あり)

小松委員 私もそう思います。1人じゃなくて、やはり2人、2人のほうがスムーズにいて、時間的には最終的に早くなりますよね。(「じゃあ、そうしましょう」と呼ぶ者あり)

辻山座長 行政はラインだから、別に相談しなくたっていいよというんであれば1人でもいいですよ。行政は組織立てが違いますからね。

藤牧委員 そういう意味で言うと、分野ごとに分けるというあれであれば、それぞれ所管しているところでということもできるかなというふうに思うんですけども。(「それはちょっと検討させてください」、「どうしても2人でそろえなきゃいけないというのでは」と呼ぶ者あり)

辻山座長 それではないんですよ。(「それは特にないと思います」と呼ぶ者あり)

木全委員 今までの議論の中でも、どのジャンルに盛り込むかというのは、例えば理念のところでは語るのか、あるいは原則のところということ、非常にあっちでうたっているのにこっちでまた同じように協働についてのというようなところで随分議論が。じゃあ、それはというところでやってきましたから、私は個別にやると、また同じところで、ここで協働が出てきたり、ここで役割に近いものが触れられていたりということがあるとすると、やはりどこかで通して考える機会というのは必要じゃないかというふうには思うんですけども、どうなんでしょう、分散しちゃうとかえって、それがちょっと気になるころなんですけども、また今度は統合するためのまた別の会議体というのをつくってやらないとできないというような。どうでしょうかね、そこら辺は。

辻山座長 どうでしょうね。そこまでいってもなお5段ロケットの5段目をつくる必要があるか。それはここで一括してやるということにならないだろうかとは。(「4段で整理して5段はここでやるか」と呼ぶ者あり)問題は、だから4段やるときに、そのことが引っかけたりしないかということを考えているんでしょうね。それはあるだろうなと思いますが。

根本委員 いずれにしても、三者の組み立て方が違うわけだよね。そこは区民検討会議案をもとにして議論しているけれども、どこかでそれをきちんと一本化しなくちゃいけないわけでしょう、組み立ても含めて。だから、それは個別に、とりあえず今三者調整案までできて、これを一本化しようというところの作業をやった上でもう一回全体を見るというふうにはしないとかなかなかできないんじゃないのかな。ただ、それをここでやるか、あるいはまたどこかの三者調整みたいところで1回検討して提案するかってあるにしても、それはまた進んだところでまた相談すればいいんじゃないかな。いかがですか。

久保委員 僕は、2つの原則をあわせるのがいいと思って、2人ずつがいいと思ってはいるんですけど。なぜなら、まず6人が1人には絶対なれない。1人が6人には絶対なれないんですね。やはり有機的なものですから、本当なら1人ずつ出して3人でまとめてもらうのが一番いいけれども、でも三人寄れば文殊の知恵というから、間をとって2人ずつ出てまとめてもらってこの場で確

認をとってもらおう。これが僕は一番いいと思っています。

辻山座長 恐らく組織の建前から言えば、5段目の調整の原案をつくるのは副座長会ですよ、恐らく。そのときにはもう個別の条文も固まってきているので、位置関係だけにある程度なっているはずですから、それを動かすことによって文言変更があり得るかどうかなというのを含めて、それは……。 (「そこは……さんに任すとか」、「そう思います」と呼ぶ者あり) そうしかないんでしょうね、きっとね。 (「そう思っています。成績優秀」、「座長、副座長」、「そう」と呼ぶ者あり) そういうことでいいかな。

そしたら、まだあるんだったですよ。

区民討議会の運営委託業者を選定する組織のつくり方みたいなことだと思いますが、これは事務局からですか。藤牧委員から。

藤牧委員 区民討議会につきましては、前々回、また前回いろいろ御議論いただいてやっていこうということに御決定をいただきました。これは実は予算的に言うと来年度予算ということになるんですが、4月に入ってから、その辺の委託事業者を選定しているとタイミング的には5月とか、そういうところを実施しようということでも今準備しようかと思っているので、内定を今年度内にやっておきたいなというふうに思っております。

通常ですと、こういった業者選定というのは、価格競争で入札でやるのが原則なんですけど、1つはプロポーザル方式という企画提案型契約ということで、そういう方法もとれることになっています。内容からすると、今回は公募で業者さんにうちが請け負えばこういうことをやりますというのを手を挙げていただいて、それを審査をして、それで決定していきたいと。決定というか、内定ですけれども、契約は新年度に入ってからですが。 (「プロポーザル」と呼ぶ者あり) はい、プロポーザルで。それで、契約は区と業者の契約になるんですが、通常ですと、プロポーザルの審査会をつくるんですね。それは大体は庁内、区役所の職員が審査員になるとというのが通例なんですけど、物によっては外部の委員の方が入っていただいたりというようなことをやっています。それで、ここからが提案なんですけれども、この検討連絡会議という枠組みですとずっとやっていますので、その審査に当たっては、これは一つの御提案ですが、審査委員長に時間はいろいろと調整させていただきたいと思うんですが、辻山座長にお願いをして、それで審査委員に各副座長が審査委員になっていただいて、それで公正な審査をしていただいて、事業者を選定していただけたらというふうに思っております。その御提案でございます。 (「審査委員のメンバーは何人なんですか」と呼ぶ者あり) 4人ですね。

辻山座長 という提案でしたけれども、これ時期は3月ぐらいの話ですか。年度内に内定ということですか。

藤牧委員 そうですね。3月中旬ぐらいになるんですね、上旬。

辻山座長 いいよ。僕はいいけれども。つまり、1回で済むのか。

藤牧委員 1回で済むように調整をさせていただきたいと思います。皆さん、それぞれお忙しいので。

辻山座長 それでは、そういうことでよろしいですね。

斉藤委員 大体予想として何者ぐらい。余りにも来ちゃって1日で決まるんですか。

藤牧委員 ただ、これこういう市民討議会というのを実際に運営した実績のあるところというふうに公募条件考えていますので、そういうことからすると、そうたくさん来るといふふうには予想はしていません。

斉藤委員 ということは、新宿区でも主にそういうの実績があって、大体そんなところだろうという。

藤牧委員 この市民討議会というのは、新宿区で初めてなんです。やるのが。ですので、新宿区で実績というよりも、どこか全国的、ほかのところやったという、そういうことになります。

辻山座長 それじゃ、最後の区民アンケートについては、これも藤牧委員から。

藤牧委員 もう一つ区民討議会とより似たような趣旨で、声なき声というんでしょうか、そういう無作為の方にアンケートをとというようなことになっています。

それで、これについても、そろそろこの検討連絡会議内で大枠を決めていって、どのぐらいの設問数にして、具体的にはどんなことを聞いて、これ並行してパブリックコメントとか区民討議会とか説明会とかやっていく中で、それぞれの分担というんでしょうか、位置づけということも議論をして大枠を決めて、それで実際、これは細かいテクニカルな設問については専門の事業者をお願いしようと思っていますので、そういうようなことをそろそろやっていく必要があるということでございます。

久保委員 質問というより要望ですけれども、区民アンケートを書いてもらう人を選ぶわけでしょう、無作為に。（「そうですね」と呼ぶ者あり）そのことを相手側にきちんと認識してもらうやり方を明確にしていきたい。ただ、アンケートはあなたがしてというんじゃないで、あなたはこういう形で選ばれた人なんですということを明確にってもらうことが一番大切だと思っていますけれども。

藤牧委員 そうですね、当然だと思いますね。何のためにこのアンケートをあなたに送ったという、そこは答える前提になりますから。

久保委員 何人選んだので、区民30万のうちの何分の1ですよという、ちょっとおどしですけどもね。それ大事ですね。

根本委員 それで、だから三者からアンケートの中身をどうするかという人は作業チームとして出さなくちゃいけないということですよ、近々。（「そうですね」と呼ぶ者あり）六者でアンケートの中身議論するという。六者じゃない。

藤牧委員 ですから、この検討連絡会議で方向性を決めていただくんですが、その前段のたたき台をつくって。

根本委員 だから、そういう作業が入ってくるということだよ、会議のほかに。三者の。（「はい」と呼ぶ者あり）ということは、ここの会議の名前でアンケートを打つわけ。問いかけ人は私たちということになるわけですか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）はっはっは。それは、それは。（「だから、全部三者検討連絡会議」と呼ぶ者あり）

久保委員 だから、区民討議会のほうは座長と副座長4人に御苦労いただくことは決まっただでしょう。だったら区民アンケートのほうも何かの形でいくんなら、それぞれの6人の中に、この中では副座長ですよ、うちのトップは。だけど、その中にも副座長みたいな人はいるわけよね。だから、根本委員長のところにも副委員長がいるわけよね。だから、中での副座長みたいなのがいる。その人に区民アンケートやってもらえば、座長にばかり大変なことをやらせなくて済むじゃん。（「賛成」、「それも前提としてそうだったんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

辻山座長 副座長補佐みたいな人。（「そうです、そうです」と呼ぶ者あり）副座長補というのは。（「それはだから各場で」と呼ぶ者あり）それに任せるわね、それはそうだ、そうだ。

藤牧委員 ですので、それぞれの三者ごとにそれぞれの考え方でお一人出していただけたらという、そういうお願いです。

辻山座長 では、いつごろですか。いつ出すって。まだ。

藤牧委員 そうですね、早ければ次回にでもお出しいただけるようであれば、早ければ早いほど。（「じゃあ、……」、「じゃあ、次回」と呼ぶ者あり）

辻山座長 そういうことにしましょう。

それから、その他の案件もまだあって、最後に配られたプレスリリースの件です。これはどなたが。

藤牧委員 今回、1月30日の身近な政府・新宿区の自治を考えるつどい、これは副座長会の中で一致して一つパブリシティというんでしょうかね、広報を、要するにプレスリリースをしていってどうかというふうなことで、事前にこういうようなことで、目標としては30日ですので、大体2日前ぐらいに区政情報課を通じて、各報道機関にこういう形でリリースをしてはどうかという案でございます。

上からざくっといいますと、全国初の条例検討の試みというリードを出させていただきました。それで、何が初めてかというところがその上のフレーズになっています。区民、区議会、区長の3者が同じテーブルについての検討の場を設けて、3者が共同して一つの条例を立案していく試みは全国でも初めてです。

それで、この検討連絡会議としては初めて主催して、こういうような集いをやりますと。

日時、場所、内容、その他というのは、今までのチラシ、その他で決まった内容をそのとおり記載してございます。

参考のところに自治基本条例ということで、この辺の表現を辻山先生なりにも少しここは違うんじゃないのというのがあれば言っていたらいいんですけども、自治基本条例ということで住民に最も身近な政府である基礎自治体で制定され、自治の理念、原則、市民の権利、議会の役割、首長の役割、市民参加の仕組みなど、自治の基本的なルールを定める条例で条例の中の憲法とも言われていると。

それから、に検討連絡会議って何なのということで、これまでの経過を簡単にまとめてございます。

それから、冒頭のリード文でこうした条例は、全国で100以上の基礎自治体で制定が進んでいますがというこのあたりの表現ですね。御指摘、御意見があればちょうだいをお願いしたいと思います。

辻山座長 内容の、これまでの検討経過というところに、これだれがやるかって、せめて区民検討会議委員とか何か、区民が説明するんですよということを強調したほうがいいような気はします。普通だと、これ行政がやりますので。

それから、参考の1の憲法の前のところ、条例の中の憲法って余りぱっとしないので、かぎ括弧でわがまちの憲法、これたしかニセコ町のことについて、木佐茂男さんがつくった言葉だと思えますが、わがまちの憲法ぐらいかな、気になったのは。

斉藤委員 これは新聞に出ることによって、例えば新宿区以外の人に来る可能性はあると思われまます。（「可能性としてはあると思います」と呼ぶ者あり）そここでご質問なんですけれども、例えばこの質疑・応答ありますよね。このときに質疑・応答はどうなりますか。質疑される可能性はあったときに答える義務というのはどうなんですか。

藤牧委員 これは恐らくこのリリースをやるかやらないかということもあるかもしれないんですけども、会場に入場される方は区民の方かどうかというのはチェックは基本的にできない話なんで、御質問があれば、それにはお答えするということになるうかと思えます。

山田委員 私は別に気になって仕方がないというわけじゃないんですけども、さっき言った全国で100以上のとありますね。それで数え方はいろいろありますから、はっきりしたことはだれもわからないんですけども、少なくとも一般に言われているのは、例えば1年半ぐらい前で150前後なんだよね。だから、100以上というの間違いじゃないんですけども、何かちょっと入れるとすればもうちょっと別の数字を入れたほうがいいんじゃないですか。

辻山座長 僕も自分のデータベースをつくっているんですけども、まちづくり基本条例とかいろいろな名称のを入れ込んであるんですけども、一応170いっている。150以上って……どうぞ。

野尻委員 ちょっとわからなくて。上から3行目の区民、区議会、区長の3者がって言い方、確かに区長は行政の長でいらっしゃるから間違っていないと思うんですけども、この言い方というのはどうなんですか。



藤牧委員 それは当然、区長というと区長 1 人というイメージになりますから、区行政とか。区行政とかに。

それでは、これは今御指摘の点を修正をさせていただいて。

久保委員 ちらっと言いましたけれども、随分権利と義務のところでも議論をしたんですが、権利、権利って皆さんが権利で寄っておだててばかしいないで、責務というのはいかに大事かという議論が随分あったんですけれども、ここではあくまでも区民の権利とだけにとどめておくんですか。それとも責務を入れないんですか。（「いや、権利、市民の権利」と呼ぶ者あり）と責務と。

辻山座長 それでは、大急ぎで議題は終わりましたけれども、その他のその他ありますか、事務局は。

いいですか。

それでは、第24回の連絡会議を終わります。

まとめをやらなきゃいけないんだった、ごめん。お願いします。

事務局 本日の会議のまとめなんですが、まず区分委員の住民参加の仕組みにつきましては、前回から特に大きな変更点はなく、引き続き三者のほうで議論していただいて、またこの場のほうで調整していくということです。

あと区分Fの地域自治、地域の基盤についてなんですが、いろいろ御議論いただきましたが、一応、今回の中では自治基本条例の中ではみずから組織する地域自治組織をつくることのできる。その組織をつくった場合には区から適正な支援が得られるなどのような書き方でいくのではないかというような方向性で一応出ていまして、これにつきましても、まだ三者のほうで御議論いただきまして、この場で引き続き調整していくということで、一応、きょう、本日のまとめについては以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、事務局は。

事務局 それでは、次回の検討テーマですが、住民参加の仕組みの住民投票に係る部分、次回区民検討会議で一応議題となっておりますので、その中で中身が決まりましたら、次回検討連絡会議に提示させていただきたいと思っています。そして、地域自治、地域の基盤について、引き続いて三者で検討していきたいと思っています。そしてまた中間報告会の開催結果なども踏まえて意見交換ができればというふうに思っております。

また、詳細につきましては副座長会のほうで議題については詰めさせていただきたいと思いません。

次回の開催日ですが、2月5日金曜日、午後6時半から。場所は本日と同じ第2委員会室になっております。

事務局からは以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

よろしいですね。

それでは終わりにいたします。お疲れさまでした。

散会 午後 8時58分